



島根県報

平成30年7月10日（火）

号外第98号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

公有水面埋立ての免許

（港湾空港課） 2

告 示**島根県告示第490号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成30年 7 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 免許年月日

平成30年 7 月 3 日

2 免許受人

島根県松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口 善兵衛

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

隠岐郡西ノ島町大字美田字秋ノ横手1986番20から同1986番11及び同道に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と16の地点を結ぶ平成29年秋分の満潮位（D.L. +0.57メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 島根県隠岐郡西ノ島町別府字14番地 四等三角点別府（北緯36度06分58秒18、東経133度02分06秒39）

1の地点 基点から157度32分10秒、1,471.85メートルの地点

2の地点 1の地点から149度24分56秒、130.00メートルの地点

3の地点 2の地点から239度24分56秒、64.91メートルの地点

4の地点 3の地点から353度29分58秒、4.11メートルの地点

5の地点 4の地点から342度19分55秒、13.08メートルの地点

6の地点 5の地点から346度43分13秒、5.60メートルの地点

7の地点 6の地点から344度52分46秒、20.03メートルの地点

8の地点 7の地点から355度00分55秒、20.14メートルの地点

9の地点 8の地点から344度04分56秒、15.66メートルの地点

10の地点 9の地点から366度35分54秒、5.33メートルの地点

11の地点 10の地点から338度49分01秒、11.92メートルの地点

12の地点 11の地点から21度07分25秒、6.68メートルの地点

13の地点 12の地点から307度27分18秒、8.67メートルの地点

14の地点 13の地点から327度09分09秒、13.16メートルの地点

15の地点 14の地点から38度33分03秒、8.93メートルの地点

16の地点 15の地点から41度01分35秒、14.19メートルの地点

ウ 面積

5,774.05平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

隠岐郡西ノ島町大字美田字秋ノ横手1986番20、同1986番11、同1986番7、同1986番5、同1986番9、同道地内及

び隠岐郡西ノ島町大字美田字秋ノ横手1986番20から同道に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及びアの地点とオの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点 島根県隠岐郡西ノ島町別府字14番地 四等三角点別府（北緯36度06分58秒18、東経133度02分06秒39）

アの地点 基点から159度43分53秒、1,480.29メートルの地点

イの地点 アの地点から39度40分20秒、145.74メートルの地点

ウの地点 イの地点から149度24分56秒、199.96メートルの地点

エの地点 ウの地点から239度24分56秒、162.89メートルの地点

オの地点 エの地点から345度55分45秒、120.73メートルの地点

ウ 面積

24,893.73平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地